

九州大学安全保障輸出管理要項

平成 22 年 4 月 1 日
輸出管理統括責任者制定
最終改正：平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本要項は、九州大学安全保障輸出管理規程（平成 21 年度九大規程第 72 号、以下単に「規程」という。）第 20 条に基づき、輸出管理の実施方法その他必要な事項について定め、もって輸出管理の適正な実施に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要項において別段の定めがある場合を除き、規程における用語の定義は本要項にも適用するものとする。

(例外の確認)

第 3 条 役職員は、貨物の輸出を行おうとする場合は、当該取引が次の各号のいずれかに該当するものであるか確認するものとする。

- (1) 専ら自己使用のために一般的に店頭販売されている貨物を外国へ持ち出し、これを持ち帰る行為
- (2) 日本の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設への公用の貨物の送付

2 役職員は、技術の提供を行おうとする場合は、当該取引が次の各号のいずれかに該当するものであるか確認するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する公知の技術の提供

- ①新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ②学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ③ソースコードが公開されているプログラムの提供

(2) 輸出管理統括責任者が別に定める研究・教育活動における技術の提供

3 前二項において該当するものと確認された貨物の輸出又は技術の提供については、次条以降の定めを適用しない。

(取引の認知)

第 4 条 役職員は、前条第 1 項において該当しないものと確認された貨物の輸出（以下、単に「貨物の輸出」という。）について、適切な根拠資料を用いて次の各号を確認することにより、当該取引の内容を認知するものとする。

- (1) 品名、製造者、型式、仕様又は製造番号等、貨物を特定する情報
- (2) 貨物の数量
- (3) 最終的な仕向地（以下「最終仕向地」という。）
- (4) 最終的な受領者（以下「最終受領者」という。）
- (5) 輸出事由
- (6) 輸出予定日

2 役職員は、前条第 2 項において該当しないものと確認された技術の提供（以下、単に「技術の提供」という。）について、適切な根拠資料を用いて次の各号を確認することにより、当該取引の内容を認知するものとする。

- (1) 当該技術の内容
- (2) 最終的な提供地（以下「最終提供地」という。）
- (3) 最終受領者
- (4) 提供事由
- (5) 提供経路
- (6) 提供方法
- (7) 提供予定日（提供予定期間）

（該非判定）

第5条 役職員は、貨物の輸出について、当該取引が輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号、以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項中欄に掲げる貨物に係るものであるか確認するものとする。

2 役職員は、技術の提供について、当該取引が外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の項番1から15中欄に掲げる技術に係るものであるか確認するものとする。

3 前二項の確認は、次の各号のいずれかを用いて実施するものとする。

- (1) 貨物の製造者が発行する証明書又はこれに類するもの
- (2) 経済産業省が開設するホームページで提供されるマトリクス表その他の資料
- (3) 財団法人安全保障貿易情報センターが提供する項目別対比表その他の資料

（地域の確認）

第6条 役職員は、貨物の輸出について、最終仕向地及び最終受領者の属する地域が次の各号のいずれの地域に該当するか確認するものとする。

- (1) 輸出令別表第4の2に掲げる地域（以下「ホワイト国」という。）
- (2) ホワイト国に該当しない地域（以下「非ホワイト国」という。）
- (3) 輸出令別表第3の2に掲げる地域（以下「国連武器禁輸国」という。）

2 役職員は、技術の提供について、次の各号が前項各号のいずれに該当するか確認するものとする。

- (1) 規程第3条第6号イの行為については最終提供地
- (2) 規程第3条第6号ロの行為については最終受領者たる非居住者の属する地域

（相手先の確認）

第7条 役職員は、前条においていずれかの地域が非ホワイト国に該当すると確認された場合は、当該取引の最終受領者が次の各号のいずれかに該当するか確認するものとする。

- (1) 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）を行う者
- (2) 核兵器等の開発等への関与が懸念される者として経済産業省が公表する外国ユーザーリストに掲載されている者

（用途の確認）

第8条 役職員は、第6条においていずれかの地域が非ホワイト国に該当すると確認された場合は、当該貨物又は技術が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがないか確認するものとする。

2 役職員は、第6条においていずれかの地域が国連武器禁輸国に該当すると確認された場合は、当該貨物が通常兵器（輸出令別表第1の1の項中欄に掲げる貨物のうち核兵器等に該当しないものをい

う。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがないか確認するものとする。

(審査等)

第9条 役職員は、第4条から第8条までの確認等の結果を輸出管理統括責任者が定める申請書様式に記載し、当該申請書様式及び根拠資料等(以下「申請書様式等」という。)を自身が所属する部局等を所管する部局輸出管理部署へ提出するものとする。

2 前項の提出を受けた部局輸出管理部署は、次の各号について該当する部局輸出管理責任者の決裁を得た上で、申請書様式等を輸出管理統括部署へ提出するものとする。

(1) 申請書様式等の適正性

(2) 当該貨物の輸出又は技術の提供を許可することの妥当性

3 前項の提出を受けた輸出管理統括部署は、次の各号について輸出管理統括責任者の決裁を得、部局輸出管理部署を通じて当該役職員へその結果を通知するものとする。

(1) 申請書様式等の承認

(2) 当該貨物の輸出又は技術の提供の許可

(証明書の発行)

第10条 輸出管理統括責任者は、役職員より求めがある場合は、前条第3項の決裁について証明書を発行するものとする。

(努力義務)

第11条 役職員は、次の各号を基に、自身をとりまく潜在的な輸出管理の必要性について把握するよう努めるものとする。

(1) 自身が取り扱う貨物の品目又は技術の内容

(2) 自身の関係者又は関係地域